

# 住宅用家屋証明申請書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
    - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
    - (a) 新築されたもの
    - (b) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定認定長期優良住宅
    - (c) 新築されたもの
    - (d) 建築後使用されたことのないもの
    - 認定低炭素住宅
    - (e) 新築されたもの
    - (f) 建築後使用されたことのないもの
  - (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
    - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
    - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年 月 日

滝沢市長 主 濱 了 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

所在地	岩手県滝沢市
家屋番号	
建築年月日	年 月 日
取得年月日	年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売 買      (2) 競 落
申請者の居住	(1) 入居済      (2) 入居予定
床面積	m <sup>2</sup>
構造	造
区分建物の耐火性能	(1) 耐火・準耐火      (2) 低層集合住宅
工事費用の総額 ( (ロ) (a) の場合に記入)	円
売買価格 ( (ロ) (a) の場合に記入)	円

(掲載要領等は裏面にあります。)

(記載要領)

- 1 { } の中は、(イ)又は(ロ)のうち該当するものを○印で囲み、(イ)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)から(f)のうち該当するものを○印で囲み、(ロ)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)又は(b)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 2 「建築年月日」の欄は、(イ) (b)、(d)又は(f)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 3 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(イ) (a)、(c)又は(e)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 4 「取得の原因」の欄は、上記(イ) (b)、(d)若しくは(f)又は(ロ)を○印で囲んだ場合に限り、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 5 「申請者の居住」の欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 6 「構造」の欄は、建築後20年超25年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記記録に記録された構造を記載すること。
- 7 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記録された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)を○印で囲むこと。
- 8 「工事費用の総額」の欄は、(ロ) (a)を○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
- 9 「売買価格」の欄は、(ロ) (a)を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

(添付書類)

- ① 登記完了証及び登記申請書、又は登記事項証明書
- ② 建築確認済証及び検査済証
- ③ 住民票
- ④ 転入手続きを済ませていない場合は、入居(予定)年月日を記載した申請者の申立書
- ⑤ 第41条の(b)、(d)、(f)に該当するものは、建築後使用されたことのないものである旨の証明書及び売買契約書(競落の場合は、代金納付期限通知書)等。
- ⑥ 第42条第1項に該当するものは、登記事項証明書、売買契約書(競落の場合は、代金納付期限通知書)等。
- ⑦ 第42条第1項に該当するもので、新耐震基準を満たす家屋については「耐震基準適合証明書」、または「住宅性能評価書」。
- ⑧ 第41条の(c)又は(d)に該当するものは、長期優良住宅の認定申請書の副本及び認定通知書(長期優良住宅建築等計画について変更の認定を受けた場合は、変更認定申請書の副本及び変更認定通知書)。
- ⑨ 第41条の(e)又は(f)に該当するものは、低炭素住宅の認定申請書の副本及び認定申請書(低炭素建築物新築等計画について変更の認定を受けた場合は、変更認定申請書の副本及び変更認定通知書)。
- ⑩ (ロ) (a)に該当するものは、増改築等工事証明書(特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例用)と金銭消費貸借契約書、債務の保証契約書、登記原因証明情報(抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載があるものに限る。)のいずれか1つ。
- ⑪ (ロ) (a)に該当するものは、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(保険付保証書)。

※ 全ての書類は写しで構いません。